



評 定 書 (工法等)

申込者 マナック株式会社 代表取締役 高橋 脩 様

件 名 マナック S T105 パイル(呼び名:3035~100120・常圧蒸気養生)、
マナック H B105 パイル(呼び名:3035~100120・常圧蒸気養生)及び
マナック H B X105 パイル(呼び名:3035~100120・常圧蒸気養生)

令和4年7月8日付けで評定の申し込みのあった本件については、下記のとおり評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、本評定日より令和6年7月26日までとします。

令和4年9月16日



記

1. 評定申込事項

本件は、「遠心力高強度プレストレストコンクリートくい評定基本方針（平成24年3月16日改訂）」に係る評定の申し込みがなされたものである。

2. 評定の区分 変更

3. 評定をしたくいの体の構造方法等 別紙1のとおり

4. 評定の内容

(1) 方法

本評定は、基礎評定委員会（委員長：安達俊夫）において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。

(2) 審査内容

別紙2のとおり

5. 備考

本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の製品の製造並びに工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。